

伊豆市監査委員 告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 7 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1. 監査の期日 平成 26 年 10 月 22 日（水）

2. 監査の対象 特定非営利活動法人伊豆市体育協会

3. 監査の方法

提出された監査資料等に基づき、関係する法人の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

対象法人の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

○ 特定非営利活動法人伊豆市体育協会（財政援助団体）

(1) 目的

NPO 法人伊豆市体育協会は、伊豆市民の健康増進、体力の向上に関する事業を行い、生涯スポーツの振興を図ると共に、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成、健康をテーマとするまちづくりに寄与することを目的とする法人である。

(2) 事業の概要

体育協会が行う事業は、各種スポーツ大会等の企画運営、県市町対抗駅伝競走大会への参加、総合型地域スポーツクラブ「アルテ伊豆」への協力、体育施設の指定管理や部分管理、親子体操教室運営、サロン巡回体操教室講師派遣、伊豆魅力プロジェクトの推進、市民スポーツ活動の普及及び支援などである。

これらの運営経費は、市からの補助金、会員会費、指定管理料、施設管理受託料、事業受託料、施設利用料及び事業収入などの収入により賄われている。

このうち、市からの補助金については、加盟団体や各種大会への補助金として再配分されている。指定管理料については、修善寺体育館とグラウンドの管理委託料となっている。天城ふるさと広場も指定管理をしているが、利用料金制度のみの運営で委託料は発生しない。施設管理受託料については、丸山球場と狩野ドーム、中伊豆社会

体育館の施設管理費。事業受託料は、魅力プロジェクトやイベント、教室などの受託である。また、事業収入は、総合型地域スポーツクラブ「アルテ伊豆」や体育協会の独自事業の収入である。

(3) 組織体制

平成 26 年度に定款の変更があり、役員は、会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名、理事 6 名、監事 1 名で構成されている。また、修善寺体育館を管理する職員は、管理責任者兼館長 1 名、管理業務員 5 名で構成されている。

平成 25 年度体育協会加盟団体数は 18 団体であり、登録人数は 3,204 人である。

(4) 平成 25 年度収支決算の状況

収入合計は 89,704 千円、支出合計は 81,289 千円、差引収支は 8,415 千円となっている。収入の主なものは指定管理費が 13.4%、施設管理受託料 9.9%、事業受託料 8.1%、補助金 2.1%、施設利用料 53.8%などである。また、支出の主なものは人件費 40.6%、光熱費 10.9%、賄材料費 6.6%、修繕費 5.4%、委託料 17.2%などとなっている。

資金の管理については、事業別に普通預金口座で管理されており、小口現金は基本 30,000 円で運用している。修善寺体育館と天城ふるさと広場の会計は、クラウドシステムを利用しており、経理処理については、毎月 1 度、税理士による検査を受けていることを確認した。

(5) 事業実施状況

総合型地域スポーツクラブ「アルテ伊豆」は、活動開始から 2 年目を迎え 5 教室体制で行われた。参加人数は、天候に左右されたこともあり前年度比 785 人の減となったが、新しく加えたボールスポーツ教室は、各回安定した参加者があった。

平成 25 年度の各教室参加者数は、スロートレーニング教室 1,790 人、健康アップ教室 156 人、ふれあい 3 B 体操 12 人、ボールスポーツ教室 261 人、子ども体育教室 946 人、計 3,165 人であった。

また、修善寺体育館の利用者は 19,968 人、修善寺グラウンドの利用者は 12,935 人であったことを確認した。

(6) 今後の推進について

今後も、競技種目としてのスポーツの普及と、総合型地域スポーツクラブ「アルテ伊豆」を中心とし、子どものためのスポーツから高齢者が参加できるスポーツまで、誰もが気軽にスポーツに取り組めるような企画やその情報発信に努め、市民の健康づくりの一助ともなるスポーツの普及に取り組んでいただきたい。

また、体育協会の組織運営については、自立可能な組織となるよう、魅力プロジェクトや天城ふるさと広場の運営を充実させる必要がある。